

事 務 連 絡
令 和 4 年 9 月 15 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

全数届出の見直しに伴うHER－SYS利用者認証実施者権限アカウント
の付与について

HER－SYSの運用につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

「Withコロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」（令和4年9月12日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の3（2）により、HER－SYSを用いて、患者総数の報告をお願いしているところです。

また、5（2）④において、健康フォローアップセンター等で医療機関を受診せず自己検査の結果をもって登録された者（医療機関を受診して発生届の対象とならない者から連絡があった場合は含まない。）の登録者数を毎日年代別に集計し、報告をすることをお願いしていますが、この報告についてもHER－SYSを用いて行っていただくようお願いします。

健康フォローアップセンター等が報告をする際は、HER－SYSのシステム上で新設する架空の都道府県保健所に所属する職員として入力できるIDを作成する必要があります。このIDの作成は、保健所の「利用者認証実施者」が行う必要があることから、今回、HER－SYSのシステム上で新設する架空の都道府県保健所においても、IDの作成作業ができる「利用者認証実施者権限アカウント」の付与を行うこととしています。

HER－SYSを用いた患者総数の報告は9月26日から開始され、9月16日から25日までの間は試行的に操作することができることから、利用開始までに「利用者認証実施者権限アカウント」の付与の申請が必要となります。

申請の方法は下記のとおりですので、「利用者認証実施者権限アカウント」の付与を希望する都道府県におかれましては、手順に沿って申請いただきますようお願いいたします。

記

(1) 利用者認証実施者権限アカウントの付与申請

新たなアカウントの付与を希望する場合、別紙様式1に必要事項を記入の上、新型コロナウイルス感染症対策推進本部保健班にメールにて申請してください。

申請後アカウントの付与には2営業日が必要ですので、利用開始に間に合うよう申請してください。

【注意点】

- ・本アカウントの申請に先立ち、あらかじめ各自治体で2名、利用者認証実施者の選出をしてください。
- ・アカウントの使い回しは禁止されていますので、架空名義等での申請は認められません。またこれが発覚した場合は申請や利用が取り消される場合があります。
- ・入力事項に不備等がある場合、申請が認められない場合があります。
- ・個人情報管理の観点から、利用しなくなった場合は速やかにアカウントの削除を行ってください。

(2) HER-SYSの利用に関するシステム上の照会先（ヘルプデスク）

HER-SYSの利用に関するシステム上のお問い合わせについては、ヘルプデスクまで御連絡ください。

土日はメールでの回答となりますのでご了承ください。

HER-SYS ヘルプデスク

電話番号：03-4566-3093／03-6877-5154（自治体・保健所・医療機関向け専用）

メール：helpdesk@cov19.mhlw.go.jp

(照会先)

新型コロナウイルス感染症対策推進本部保健班

corona-taisaku@mhlw.go.jp

03-5253-1111（内線8082/8071）

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）
に係る新たなアカウントの付与申請について

記

1. 都道府県名

()

2. 新たなアカウントが必要な都道府県ユーザー

氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	連絡のつく電話番号

3. 利用開始時期

年 月 日

(注意点)

※1 アカウントの振り出しには、申請後、数日程度必要です。

※2 条件に反した利用が確認された場合には、アカウントの付与が取り消されますので、予めご承知おきください。